

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定により役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)非常勤役員とは、常務理事以外の役員をいう。
- (3)報酬等とは、役員等に支払う報酬及び費用をいう。
- (4)報酬とは、本会の正副会長会、理事会、評議員会、監事会等の会務（以下「会務」という。）の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、会務の職務執行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、会務に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)非常勤役員 別表1に定める報酬額
 - (2)常務理事 別表2に定める報酬額の範囲内で、理事会において決定する額
 - (3)評議員 別表3に定める報酬額
- 2 前項第1号及び第2号の合計の報酬総額の上限は7,500,000円とし、第3号の報酬総額の上限は定款に定める額とする。

(費用)

第4条 役員等が会務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき旅費を支給する。

- 2 役員等が会務の遂行に当たって旅費以外の手数料等の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常務理事の通勤に係る経費は、本会の職員給与規程の規定を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、本会の会務に出席の都度、その指定する金融機関の口座に振り込み支給する。

2 常務理事に対する報酬等の支給時期及び支給方法は、本会の職員給与規程の規定を準用する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

現行の「役員の報酬等に関する規程」及び「評議員の報酬等に関する規程」は、令和3年4月1日をもって廃止する。

別表1 非常勤役員の報酬額（第3条第1項第1号）

(1) 日額 5,000 円

(2) 財務管理について識見を有する監事の監査会務 日額 10,000 円

別表2 常務理事の報酬の上限額（第3条第1項第2号）

(1) 月額 430,000 円以内

(2) 賞与 年間 1,100,000 円以内

別表3 評議員の報酬額（第3条第1項第3号）

(1) 日額 2,600 円